

令和2年12月定例

四万十町教育委員会

会議資料

日 時：令和2年12月8日（火）午前9時00分

場 所：四万十町役場本庁東庁舎 町民活動支援室

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 教育長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題
 - ① 承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）
 - ② 議案第1号 令和2年12月10日付け会計年度任用職員の任用（発令）について
 - ③ 議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（XXXXXXXXXX）
 - ④ 議案第3号 令和2年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

- 5 協議事項

- 6 報告事項

- 7 その他

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 坂本 維子、 石崎 豊史、 佐々倉 愛
事 務 局	浜田 章克、 林 瑞穂、 西谷 典生、 東 孝典

承認第1号

専決処分の承認について

令和2年12月1日付け教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和2年12月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

専 決 書

令和2年度 教育委員会会計年度任用職員の任用（発令）について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和2年12月1日

四万十町教育長 山脇 光章

記

令和2年度 教育委員会関係会計年度任用職員（専決）

令和2年12月1日発令

生涯学習課

任用期間：令和2年12月1日～令和3年3月31日

所 属	業務内容	氏 名	住 所	備考
東又保育所	調理員	大西 真琴	■	
見付保育所	調理補助	戸村 陽子	■	

議案第2号

指定校区外就学申請の取り扱いについて

令和2年11月30日付けで、四万十町 [REDACTED] から窪川小学校への指定校区外就学申請書が提出されたので、その取り扱いについて委員会の意見を求める。

令和2年12月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

1 児童生徒名

[REDACTED]
[REDACTED]

2 保護者氏名

[REDACTED]

3 住民登録地

四万十町 [REDACTED]

4 前住民登録地

5 就学指定校

[REDACTED]

6 就学 校

[REDACTED]

7 期 間

令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日

8 事 由

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

校区外就学基準 2 (留守家庭)

参考

四万十町立小学校及び中学校における校区外就学に関する取扱要綱【抜粋】

(校区外就学)

第2条 四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、児童生徒の保護者から教育委員会が指定する小学校又は中学校（以下「指定校」という。）の変更を希望する旨の申請がなされた場合で、別表に掲げる基準のいずれかに該当するときは、指定校の変更をすることができる。

(申請)

第3条 前条の規定により指定校の変更を希望する保護者は、指定校区外就学申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、教育委員会に申請しなければならない。

(承認)

第4条 教育委員会は、前条に規定する申請書を受理したときは、申請書及び添付書類の内容を審査し、適当であると認められたものについて、指定校の変更を承認するものとする。

別表（第2条関係）

校区外就学基準

No.	区分	事由	対象者	期間	備考（添付書類等）
1	学期途中の転居	四万十町内への転居で、引き続き在籍していた学校に就学させたい場合	小・中 全学年	当該学年の 終了まで	・校区外就学協議書（様式第3号）
2	留守家庭	勤務等により、児童の帰宅時に保護者等が不在であり、児童を祖父母宅、知人、学童保育等へ預けるため、預かり先の住所地の指定校に就学させたい場合	小全学 年	当該学年の 終了まで （1年更 新）	・預かり承諾書（様式第4号） ・在職証明書（様式第5号）
3	転居予定	新築等により、完成後又は購入後の転居が確実であり、転居予定先の指定校に就学させたい場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書、売買契約書、入居契約書等の転居を確認できる書類
4	住民票のみの異動（住宅融資等）	住民票が居所に無い場合	小・中 全学年	転居日まで （原則6か 月以内）	・校区外就学協議書（様式第3号） ・建築確認申請書等の住宅建築を確認できる書類 ・居住証明書（様式第6号） 又は居住を確認できる書類
5	教育上等の配慮	いじめ、不登校、健康上等の理由により校区外就学が適当であると教育委員会が認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・通学を希望する学校長の意見書又は関係機関の意見書等 ・医師の診断書（必要と認められる場合）
6	地理的な理由	学校との距離により教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	卒業時まで	
7	その他の事情	No.1から6までに掲げる事由のほか、教育委員会が特に校区外就学が適当であると認めた場合	小・中 全学年	必要と認められる期間	・校区外就学協議書（様式第3号） ・事由要件による。

議案第3号

令和2年度教育委員会関係予算案（12月補正）について

令和2年度教育委員会関係予算案（12月補正）について、別添のとおり調整したので、委員会の意見を求める。

令和2年12月8日 提出

四万十町教育長 山脇 光章